

## 「令和8年度がん・脳卒中・心疾患対策事業」業務委託仕様書

### 1 目的

岩手県民の健康増進の総合的な推進を図るとともにこれまでの取組を一層推進する目的から、県内のがん、脳卒中及び心疾患の患者の発症と経緯に関する情報を継続的に収集し、疫学的分析により疾病の頻度や分布、疾病の要因を明らかにすることによって、関係機関と連携したがん、脳卒中及び心疾患対策の推進を図るものである。

### 2 実施時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 委託業務の内容

「令和8年度がん・脳卒中・心疾患対策事業」の実施

#### (1) 脳卒中对策事業

地域脳卒中登録（地域がん登録を含む）について、次の作業を行う。

ア 岩手県内を対象地域とし、岩手県内に居住する住民を対象者として、医療機関等から提出される「悪性新生物患者届出票」及び「脳卒中患者登録票」に基づき、次の疾病を登録する。

##### (ア) 地域脳卒中登録

脳卒中発症が疑われる全ての疾患

##### (イ) 地域がん登録

全ての悪性新生物及び性状不詳・性質の明示されない新生物（ただし、良性腫瘍を除く）

イ 事業の実施に当たっては、「運営委員会」を設置し、登録の実施方法等について検討を行うものとする。

##### (ア) 委員数及び開催回数

- ・ 委員は、専門医師や行政職員等8名を下限として選定する。
- ・ 開催回数は、上記2に掲げる期間内に、原則として1回とする。

##### (イ) その他

委員の選定、開催時期、開催方法及び検討内容等については、県との協議の上決定する。

ウ 厚生労働大臣からの利用承認の下、人口動態調査（基幹統計「人口動態統計」を作成するための調査）における死亡情報の利用等に関する取組を進める。なお、死亡情報の利用に当たっては、厚生労働大臣に対して、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づく利用申請を行った上で、当該承認を受ける必要があるため、この一連の事務については県が行うこと

とする。岩手県内の各保健所から提出された「転写書類等」と医療機関等から届けられた「脳卒中患者登録票」に基づき登録している内容とを照合の上、登録内容の追加、修正及び登録等に係る作業を行う。

エ 地域脳卒中登録においては、令和5年の登録情報について各種データを集計の上、電子媒体により報告書を作成し、県に提出することとする。

## (2) 全国がん登録の推進事業

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、次に掲げる権限及び事務を行う。

ア 法第6条第1項、第8条、第10条第2項、第13条第2項及び第16条に規定する権限及び事務

イ 法第18条第1項、第19条1項、第20条並びに第21条第8項及び9項の規定による提供に係る権限及び事務(当該提供の決定及び法第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く、「岩手県における全国登録情報提供事務処理要綱」に定める窓口組織に係る業務を含む)

ウ 法第22条第1項及び第3項に規定する権限及び事務(都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。)

エ 全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する職員等については、法第28条第5項及び第29条第6項の規定により秘密保持を講ずる。

オ 事業の実施に当たっては、「運営委員会」を設置し、登録の実施方法等について検討を行うものとする。

### (ア) 委員数及び開催回数

- ・ 委員は、専門医師や行政職員等8名を下限として選定する。
- ・ 開催回数は、上記2に掲げる期間内に、1回以上とする。

### (イ) その他

委員の選定、開催時期、開催方法及び検討内容等については、県との協議の上決定する。

カ 岩手県がん情報利用等審議会の承認の下、県が指示する内容に従い令和4年の登録情報について都道府県がん情報を集計の上、電子媒体により報告書を作成し、県に提出することとする。

なお、当該承認を受けるための一連の事務については県が行うこととする。

## (3) 心疾患対策事業

地域心疾患登録について、次の作業を行う。

ア 医療機関等から提出される「岩手県地域心疾患登録事業登録票」を基に、県内で発生した急性心筋梗塞症患者の発症と経過に関する情報を収集し、急性心筋梗塞に関する症例データ等の

登録業務を行う。

イ 事業の実施に当たっては、「運営委員会」を設置し、登録の実施方法等について検討を行うものとする。

(ア) 委員数及び開催回数

- ・ 委員は、専門医師や行政職員等 8 名を下限として選定する。
- ・ 開催回数は、上記 2 に掲げる期間内に、原則として 1 回とする。

(イ) 心疾患登録システム改修に係るワーキンググループ

- ・ 運営委員会内にワーキンググループを設置し、心疾患登録システムの在り方及びシステム改修費について専門的、実務的な見地から検討を行い、結果について県に報告すること。
- ・ ワーキンググループのメンバーは、運営委員から 3 名以内と実務担当者及び県担当者とする。
- ・ 開催回数は、上記 2 に掲げる期間内に、1 回を想定する。

(ウ) その他

委員の選定、開催時期、開催方法及び検討内容等については、県との協議の上決定する。

ウ 厚生労働大臣からの利用承認の下、人口動態調査（基幹統計「人口動態統計」を作成するための調査）における死亡情報の利用等に関する取組を進める。なお、死亡情報の利用に当たっては、厚生労働大臣に対して、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条の規定に基づく利用申請を行った上で、当該承認を受ける必要があるため、この一連の事務については県が行うこととする。岩手県内の各保健所から提出された「転写書類等」と医療機関等から届けられた「岩手県地域心疾患登録事業登録票」に基づき登録している内容とを照合の上、登録内容の追加、修正及び登録等に係る作業を行う。

エ 令和 5 年の登録情報について罹患率、受療状況、解析等を行い、各種データを集計した上、電子媒体により報告書を作成し、県に提出することとする。

#### 4 委託業務の実施方法

上記 3 に掲げる委託業務の実施に当たっては、次の事項を踏まえることとする。

(1) 関係機関との連携

「悪性新生物患者届出票」、「脳卒中患者登録票」、「岩手県地域心疾患登録事業登録票」、「全国がん登録届出票」の提出機関である岩手県内の医療機関等と十分な連携を図りながら、円滑な業務の実施に努めるものとする。

(2) 進捗状況の確認

県は受託者に対して、上記3に掲げる委託業務に関する進捗状況を確認するために、聞き取りなどを行う場合がある。

## 5 留意事項

(1) 転写書類等の使用の留意点

転写書類の使用に当たっては、県内の医療機関等から届けられる「脳卒中患者登録票」、「岩手県地域心疾患登録事業登録票」により登録している内容と照合し、登録内容の追加、修正、登録及び集計する目的で使用し、この目的以外で使用してはならない。

(2) 転写書類等の複写、貸与及び提供の禁止

転写書類等を複写、貸与及び提供してはならない。

(3) 転写書類等の使用後の破棄

転写書類は、使用期間終了後、直ちに処分するものとする。

なお、処分は、焼却、シュレッダーによる裁断等の方法により、個人情報に第三者に漏れ、盗用されることがないようにする。

(4) 写書類の集計のために作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の破棄

集計票の作成過程で不要となった入出力媒体は、個人情報に第三者に漏れ、盗用されることがない方法により必ず破棄する。

(5) 業務再委託の禁止

届出票と転写書類等の照合、登録内容の追加、修正、登録及び集計作業について第三者に再委託してはならない。

(6) 契約業者における業務責任者の指定

本委託業務の責任者については、委託契約締結後、速やかに、県に報告するものとする。

(7) 業務の実施に関する立会い、報告の徴収

委託業務の実施及び進捗状況を確認するため、県は受託者の作業現場に立ち入ることがあり、その場合、受託者はこれを受けなければならない。

なお、業務の実施に関する報告についての報告様式、内容等は別に定める。

(8) 転写書類等の管理状況についての検査

転写書類等の管理状況を確認するため、県は実施検査を行うことがあり、その場合、受託者はこれを受けなければならない。

(9) 業務上知り得た事項に係る秘密の保持

委託事業の実施者は、業務上知り得た個人情報について、第三者に知らせてはならない。

これは、当該委託契約期間の終了後も同様とする。

(10) 関係書類の適正管理

転写書類、集計表、その他委託事業に関係する書類は、個人情報漏れることのないよう管理には十分留意し、空室時の施錠等については徹底することとする。

(11) 事故または災害発生時における報告

事故または災害が発生した場合は口頭で速やかに報告し、別紙様式を岩手県知事あて提出するものとする。

(12) これらの取り決めに違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

上記(1)から(11)の取り決めに違反した場合は、契約の全部または一部を解除することがある。解除に伴い、既に委託料の支払いがなされているときは、委託料の全部または一部を返還するものとする。

(13) 情報データの公表

集計分析したデータは、随時ホームページへの掲載、リーフレットでの広報により広く県民に周知しなければならない。また、本業務により作成した脳卒中、全国がん及び心疾患登録の報告書は電子媒体等により広く県民が閲覧できるようにしなければならない。

(14) 国立研究開発法人 国立がん研究センター等への情報提供

岩手県地域がん登録データ及び全国がん登録の国立研究開発法人 国立がん研究センターへの情報提供及び他県からの情報提供依頼については、適切に対応しなければならない。

別紙様式

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名 印

「令和8年度がん・脳卒中・心疾患対策事業」に係る事故及び災害発生報告  
標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故及び災害の発生日時
- 2 事故及び災害の内容
- 3 事故及び災害の発生に伴う転写書類等関係書類の状況とその対応

【所属 担当者 電話番号 】